

研究委託契約書

大塚化学株式会社(以下「甲」という。)と大冢材料科技(上海)有限公司(以下「乙」という。) とは、次のとおり研究委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(目的) 第1条

甲は本契約第2条に規定する研究(以下「本委託研究」という。)の実施を乙に委託し、乙 はこれを受託する。

(委託研究内容) 第2条

本委託研究の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 研究課題: ①新規低口ス剤の研究及び応用開発
 - ②新規充填材の研究及び応用開発
 - ③新規耐久性向上剤の研究及び応用開発

(2) 研究の実施: 甲乙協議の上、別途乙が作成する研究計画書(以下「研究計画書」という。)

のとおりとする。

本契約の有効期間は、2018年5月15日から5年間とする。 (3) 研究期間:

> 但し、いずれかの当事者が、本契約有効期間の満了日の少なくとも2ヶ月前 までに申し出を行い、甲乙協議の上、甲乙が書面で合意した場合、この期間

を延長又は早期に終了することができる。

(4) 研究結果の報告:① 本委託研究の報告書は乙が中国語にて作成したものを日本語又は英 語に翻訳する(以下「本報告書」という。)ものとし、本報告書に 記載する項目等の詳細は研究計画書による。(具体的な研究計画書

は、「研究委託契約実施細則」に規定する)

② 乙は、本契約有効期間中、毎月10日までに前月分の本報告書を甲に 提出する。

委託研究費用: 本委託研究の実施に関し甲が乙に支払う費用(以下「委託費」という。) は、書面にて甲乙合意したうえで、甲が乙に委託費用を支払う。詳細は 「研究委託契約実施細則」に規定する。なお、発明等に係る奨励金費用

は別途支払うものとする。

第3条 (責任等)

乙は、本契約第17条に基づき甲の事前の書面による承諾を得て、本委託研究の全部又は一部 を第三者に再委託する場合には、甲に委託先、委託内容等詳細を開示したうえで、当該第三 者に対し、本契約における自己が負う義務と同等の義務を遵守させ、その行為について一切 の責任を負う。

天災地変その他乙の責に帰し得ない事由を除き、乙は本委託研究の実施について、全ての責 任を負うものとする。

第4条 (委託費の変更)

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲と協議の上委託費の額を変更することがで

契約管理番号:15111



きるものとする。

- (1) 研究計画書の内容を変更したとき
- (2) 天災地変その他乙の責に帰し得ない事由により、再研究等の必要が生じたとき
- (3) 経済事情などにより、価格に著しい変動を生じたとき

第5条 (委託研究の変更及び追加)

甲は、本委託研究の内容の一部又は全部を、乙と協議の上で変更及び/又は追加することができる。甲及び乙は、当該変更及び/又は追加を行う場合、本契約に係る変更同意書を締結する。なお、甲は乙が本委託研究の変更及び/又は追加に要した経費を全額負担するものとする。

第6条 (延期又は解除)

次の各号に該当する場合は、本委託研究を延期又は本契約を解除することができる。

- (1) 天災地変その他乙の責に帰し得ない事由により、乙の研究の遂行が困難になった場合
- (2) 甲に研究の延期又は本契約の解除をしなければならない合理的理由が生じた場合
- (3) 本契約の内容に対する重大な違反事項が生じたとき、甲は、書面によりその是正を乙に要求することができるものとし、当該要求日から30日以内に違反が是正されない場合
- 2 前項に基づき、本委託研究が延期又は本契約が解除された場合は、次のとおりとする。
 - (1) 前項(1)号による場合は、甲は乙に対しその時までに乙が負担した経費を本契約終了時までの日割り計算にて支払うものとする。
 - (2) 前項(2)号による延期の場合は、甲乙協議して延期の方法を決定するものとする。
 - (3) 前項(1)、(2)及び(3)号による本契約解除の場合は、甲は乙への書面による通告をもって本契約を解除することとする。

第7条 (技術情報及び原料物質)

甲は、本委託研究の遂行に必要な技術情報(以下「本技術情報」という。)及び原料物質(以下「本原料物質」という。)を乙に提供することができる。

- 2 乙は、本委託研究業務に関し甲より提供を受けた本原料物質及び本技術情報を、本委託研究 業務の実施に使用することができる。
- 3 乙は、前条による本契約の解除、又は甲の申し出がある場合は、直ちに本原料物質及び/又は残存する本原料物質、並びに本技術情報及び本技術情報の記録媒体(複製・複写・要約を含む)の全てを甲に返却し、返却不可能なものについては、甲の指示に従って破棄又は消去するものとする。但し、法令に基づき、当該物質及び記録媒体の保存・保管が必要な場合は、甲の事前の書面による承諾を得たうえで、保持・保管するものとする。

第8条 (資料の保管等)

本委託研究に関する研究記録について、乙は甲へ本報告書提出後10年間保管する。その後の 処理については、別途甲乙協議の上決定するものとする。但し、当該研究記録は、第10条に 規定する本秘密情報に含まれ、乙は同条に規定される義務を負うものとする。

2 本委託研究に関する第三者からの質疑に対し、甲が説明・報告等の義務を負う場合には、乙 は本委託研究の実施者として、研究記録等資料の提供・説明等について甲に協力するものと する。但し、この場合の旅費等の経費負担については、別途甲乙協議の上決定する。

第9条 (表示)



甲は、本委託研究に係る本原料物質及び本原料物質を含む製造物(以下「製造物等」という。) に、乙の氏名を表示することができる。

2 甲は、製造物等のラベル又は説明書等に乙の氏名又は乙の行った研究法、研究結果等を記載 することができる。

第10条 (秘密保持)

乙は、本契約の内容、本委託研究の実施により知り得た技術上・業務上の秘密情報(以下「本秘密情報」という。)及び第7条に規定する本技術情報及び本原料物質等資料(以下「甲の秘密情報」という。)について、その他の情報、資料等と隔離して管理し、情報、資料等の混同を防止するとともに、本契約期間中はもとより、期間終了後も厳重に秘密を保持し、甲の事前の書面による承諾のある場合を除き、これらを第三者に開示、漏洩、提供若しくは譲渡し、又は使用させてはならない。

- 2 前項に規定する「本秘密情報」及び「甲の秘密情報」における「秘密情報」とは、次の各号 の一に該当するものをいう。
 - (1) すべての文書、図面、その他の書類、写真、サンプル、磁気テープ・フラッシュメモリ 等の電磁的又は光学的記録媒体等の有形の媒体により、開示又は提供されるもので、当 該媒体等に秘密である旨の表示がなされたもの(サンプルを含む物品又は資材による場 合は、開示日とともに秘密である旨を明記した文書を添付して開示又は提供されるもの とする)。尚、当該情報には、電子メール等ネットワークを介して開示又は提供される ものも含まれる。
 - (2) 口頭又はデモンストレーション等(視覚的に認識できる状態による開示を含む。)、無形で開示された場合において、当該開示の際に相手方に告知し、秘密である旨の指定を行い、当該開示後30日以内に前記(1)号の有形媒体により、秘密である旨の特定をされたもの。
- 3 乙は、第1項の承諾を得て、本秘密情報を第三者に開示、漏洩、提供若しくは譲渡し、又は 使用させる場合には、本契約に基づく一切の責任を負うとともに、当該第三者に対し本契約 により自己が負担する義務と同等の義務を課すものとする。
- 4 乙は、自己の役員、代理人若しくはアドバイザー(財務アドバイザー、弁護士、会計士その他の専門家を含む)又は従業員(従業員のみならず、派遣社員、アルバイト等、短時間労働者を含む。以下「従業員等」という。)であって、本業務に従事し、その業務遂行のために必要がある者にのみ、本業務のために必要な範囲について、本秘密情報を開示するものとし、自己の責任で第1項及び第3項の定めと同等の秘密保持義務を従業員等の退職後も含め、本秘密情報の開示を受けた従業員等にも課すものとする。
- 5 乙は、本委託研究業務の過程で本原料物質及び/又は本技術情報に基づいて生じた発明、考案、ノウハウ、その他の創作(以下「本発明等」という。)については、第11条に基づき、当該発明等が出願された場合には、出願が公開されるまで、また、出願がなされず、ノウハウとして営業秘密とされた場合には、本契約期間中はもとより、期間終了後も秘密を保持し、これらを第三者に開示、漏洩、提供若しくは譲渡し、又は使用させてはならない。
- 6 乙が第三者から本委託研究に関して責任を追及された場合、又は行政当局、司法機関その他の公的機関又は証券取引所等から、正当な法令若しくは規則(以下「法令等」という。)上の権限に基づき、本委託研究に関する情報の開示を命じられた場合には、乙はそれらに対処するため、甲に対し、速やかにその開示先、開示範囲等を通知し、当該開示を行うに当たっては、その秘密が保持されるよう合理的な努力をした上、必要最小限の範囲内で開示する事

ることが 書を締結 るものと

。 :場合

Eを乙に 場合 る。 冬了時ま

ちって木

もって本

物質(以

委託研究

及び/又・要約を 又は消去 易合は、

その後の \$10条に

こは、乙 るものと



契約管理番号:15111



ができるものとする。

第11条 (知的財産権等)

本発明等、データ、結果等の知見(以下「知見等」という。)、本発明等に基づいて得られる特許、意匠その他の知的財産権を受ける権利及び本発明等に係る出願により得られる知的財産権は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、前項に基づく甲への権利帰属に支障をきたさないよう、本発明等を創作又は取得した者(乙が第三者に委託する場合、その委託先を含む。)との間で、本発明等に係る権利の承継その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 甲及び乙は、本発明等に係る出願の可否、出願の内容、出願国、管理費用(特許庁等の登録機関及び甲乙に所属しない外部の弁理士等への支払い等本知的財産権を取得し維持するための費用をいう。)は、甲が負担し、出願その他知的財産権の維持・保全に関する手続きは甲が行うことに同意する。
- 4 乙は、本委託研究から得られた一切の知見等(本発明等を除く。)を学会発表、論文投稿その他の外部への公表を行うことを希望する場合には、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。
- 5 本委託研究の成果物として、著作権法に規定される著作物(第2条第1項第4号に規定する本報告書、中間成果物等も含む。以下「本成果物」という。)及び役務提供の結果、発生した著作権は、乙が本委託研究を遂行する以前に既に保有していたことを書面の記録により立証できるものを除き、すべて甲に帰属し、その権利は乙から甲へ無償で譲渡されるものとする。
- 6 前項の規定に従って、乙から甲へ譲渡される権利は、著作権法第27条(翻訳権、翻案件等)及 び第28条(二次的著作権に関する原著作者の権利)に規定される権利も含むものとする。
- 7 乙は、本成果物に対する著作者人格権の権利を行使しないものとする。
- 8 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合又は甲乙間で別途合意した場合に限り、本成果 物の全部又は一部及びその複製物を保有し、使用できるものとする。

第12条 (知的財産権等の保全)

甲及び乙は、前条に規定する出願等に係る知的財産権(以下「本知的財産権」という。)の 取得及び/又は維持に関し、第三者から審判、訴訟等を提起された場合は、当該知的財産権 等の取得及び/又は維持のため相互に協力するものとし、これに要する費用の負担は、甲が 負担することに同意する。

第13条 (第三者による権利侵害)

乙は、本委託研究を遂行するにあたり、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないよう 留意するとともに、本発明等及び役務の提供に関して、第三者の知的財産権その他の権利を 侵害している又は侵害している可能性があるとして、第三者から問い合わせ、請求、申立て、 警告、訴訟等の紛争が生じた場合、甲及び乙は協議の上、相互に協力して当該侵害に対処す るものとし、これに要する費用の負担は、甲が負担することに同意する。

第14条 (参加研究員等の退職後の取扱い)

乙は、自己の従業員等が、自己に所属しなくなった後も、第10条の規定を遵守させるよう義務付けなければならない。

第15条 (技術情報等の輸出)



甲及び乙は、本契約の遂行において、外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、技術輸出 入管理条例及び外国為替令を遵守するものとする。

て得られれる知的

第16条 (第三者との共同研究)

取得した

乙は、合理的理由あり、且つ甲の書面による事前承諾がある場合に限り、本委託研究に関する全部又は一部について、第三者と共同研究を行うことができるものとする。

権利の承

2 甲は、乙が第三者と共同研究を行うための合理的理由があるものと判断した場合には、乙と協議の上、当該共同研究の内容、共同研究契約その他の詳細を決定するものとする。

等の登録 持するた 手続きは 第17条 (再委託)

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、本委託研究の全部又は一部を第三者に 再委託してはならない。但し、事前に甲が承諾を不要とした本委託研究内容についてはこの 限りではない。

文投稿そ を得なけ

第18条 (損害賠償)

乙又は乙の従業員等が、本契約に違反し、甲及びその他第三者に損害を与えた場合には、原 状回復措置を講じるとともに、債務不履行、不法行為及びその他の請求原因の如何によらず、 損害賠償の責を負うものとする。

する本報 生した著 り立証で)とする。 そ件等)及

第19条 (契約上の地位の譲渡等の禁止)

乙は、本契約書に基づく権利及び義務を、甲の事前の書面による同意がない限り、その全部 又は一部を問わず第三者に譲渡、移転又は担保として供してはならないものとする。事業譲 渡とともにする場合も同様とする。

、本成果

う。)の

的財産権

は、甲が

ないよう

の権利を

車立て、

こ対処す

る。

第20条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、相手方に対し、次の各号に定める事項を表明し確約する。但し、自ら管理する ことが不可能な事由又は合理的な注意を尽くしても知り得ない事由により違反が生じた場 合は、この限りではない。

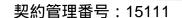
(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)から、直接、間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資本又は資金を導入し、資本又は資金上の関係の構築を行っていないこと、及び今後も行わないこと

- (2) 反社会的勢力に対して、直接、間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、 資金提供を行っていないこと、及び今後も行わないこと
- (3) 反社会的勢力に属する者を、自己の役員又は従業員として選任又は雇用してはいないこと、及び今後も選任又は雇用しないこと
- (4) 反社会的勢力が、直接、間接を問わず、自己の経営に関与していないこと、及び今後も 関与しないこと
- 2 甲又は乙が前項の表明若しくは確約に反すると相手方が合理的に判断したときは、相手方 は、何らの催告を要せずして、本契約を直ちに解除することができる。
- 3 甲又は乙が第1項の表明若しくは確約に反すると相手方が合理的に判断したときは、違反当 事者は、相手方からの請求によって、本契約に基づく一切の債務の履行について期限の利益 を失い、直ちに残債務全額を一括現金にて、相手方に支払うものとする。

※ 但公



るよう義





第21条 (契約の有効期間)

本契約の有効期間は、第2条の規定に基づき、本契約書末尾に記載する本契約締結日に関わ らず、2018年5月15日から5年とする。但し、第7条(技術情報及び原料物質)、第8条(資料 の保管等)、第9条(表示)、第10条(秘密保持)、第11条(知的財産権等)、第12条(知 的財産権等の保全)、第13条(第三者による権利侵害)、第14条(参加研究員等の退職後の 取扱い)、第18条(損害賠償)、第20条(反社会的勢力の排除)、第23条(協議)、第24 条(合意管轄)及び第25条(完全合意)の規定は、本契約期間満了後も有効とする。

第22条 (言語)

本契約は、日本語と中国語で作成されるが、本契約書の言語間の矛盾又は相違がある場合に は、すべての点において日本語を優先するものとする。

第23条

本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義の生じた事項は、甲乙互いに誠意をもって 協議し解決を図るものとする。

第24条 (合意管轄)

本契約は、日本法を準拠法とし、甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争については、日 知的財産仲裁センターにて解決を図ることに合意する。

第25条 (完全合意)

甲及び乙は、各当事者の権限を有する役員又は代表者が本契約日以後の日付で署名した書面 により相互に明示的に合意しない限り、本契約の修正、変更及び/又は改訂は、本契約当事 者を拘束するものとはならないことに同意する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通ずつ保有するものとする。

2018年7月11日

大阪市中央区大手通三丁目2番27号 甲 大塚化学株式会社 経営企画部一部長 岡昭範

中国上海市桂平路471号10号楼 Z 大冢材料科技(上海)有限公司

董事長

平田 靖